

各構成員におけるCCUSの取組について

岐阜県県土整備部及び都市建築部発注の 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」について

○建設キャリアアップシステム（CCUS）とは

カードリーダー等を現場へ設置し、現場入場の際に読み取りを行い、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み。

○発注方式について

発注方式	工事条件等
指定型工事	発注機関の長がモデル工事として指定したもの ※1
申入れ工事	契約後、工事着手までの間に受注者から申入れがあり、受発注者の協議により、モデル工事として適用するもの
対象外	・工場製作のみの工事、災害復旧工事、通年維持工事(全面委託)、除雪工事 ・発注機関の長が CCUS 活用モデル工事になじまないと判断した工事

※1 不測の事態により実施が困難となった場合、協議により対象外とすることができます。

○経費の計上方法について

項目	計上方法
カードリーダー購入費用 (新規購入に限る)	・当初発注時の計上はせず、支出実績に基づき積み上げ計上 ・工事成績評定の加点基準を満たした場合のみ計上
現場利用料	・発注時の計上はせず、支出実績に基づき積み上げ計上

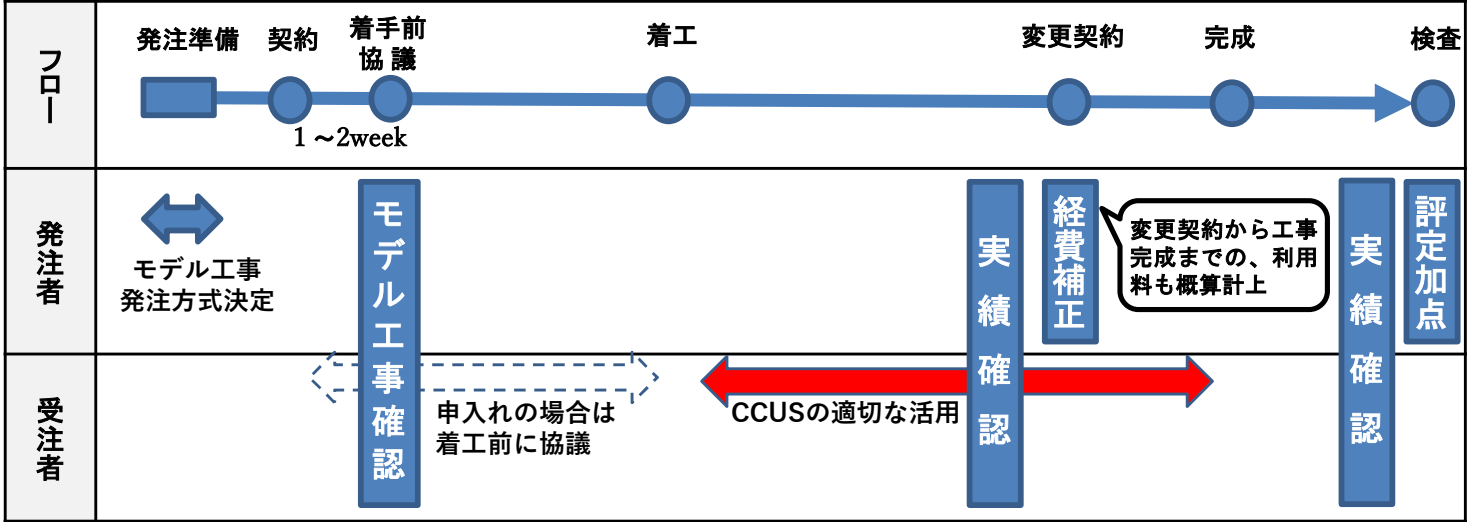
○工事成績評定における加点について

項目	基準	加点
事業者登録	元請のみ。下請の登録は求めない	【その他】 事項で加点 +1点
技能者登録	1名以上	
管理者ID (現場管理者)登録	当該現場の登録	
カードリーダーの設置	実働日数30日以上ICカードを読み取る	

○確認方法について

対象	確認方法
経費	カードリーダー購入費用 発注者は、受注者が提出するカードリーダー購入を証する領収書や、設置状況写真等により、支出実績及び使用実績を確認する。
	現場利用料 発注者は、受注者が提出する、当該現場に係る現場利用料の明細を確認する。
工事成績評定	発注者は、受注者が提出する、現場利用料の明細及び請求書、設置状況写真等の基準の項目が分かる書類で確認する。

○モデル工事全体の業務フロー



詳細は「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を参照してください。
右記QRコード又は下記URL（岐阜県HP）に掲載しています。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1693.html>



静岡県におけるCCUSの活用促進に向けた取組

- 1 静岡県建設キャリアアップシステム活用工事の実施
- 2 競争入札参加資格 総合点数(主観点)加点
- 3 総合評価落札方式における加点
- 4 CCUS概要・登録運用説明会の開催

1 静岡県建設キャリアアップシステム活用工事①

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の実施方法

時 期	令和4年4月1日から試行開始
実施方法	受注者希望型(発注者は対象工事に特記仕様書を添付)
確認方法	(受注者) 施工計画書に記載し活用申請 (発注者) 工事完成時にCCUSから出力される「現場・契約情報」で 就業履歴登録等を確認(総合評価と同一方法)
工事成績	創意工夫の項目で評価(1点加点) 基準未達成の場合も減点なし (総合評価で活用申請した者が履歴登録等の確認ができなかった場合は減点)
費 用	CCUS活用工事にかかる費用(登録費用、機器設置費用、現場利用料等)は 受注者負担

1 静岡県建設キャリアアップシステム活用工事②

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の試行実績

年度	状 況	実 績
令和4年度	活用希望有り	109件
	(うち実績有り)	47件
令和5年度	活用希望有り	148件
	(うち実績有り)	51件
令和6年度 (10月末時点)	活用希望有り	137件
	(うち実績有り)	8件

2 競争入札参加資格 総合点数(主観点)加点

◆ 格付における総合点数(主観点項目)での加点

- ・土木一式、建築一式、電気、管の4業種が対象
- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録している者に加点(10点)

令和5・6年度定期申請におけるCCUS加点状況(R5. 4. 1)

上段:CCUS加点者数、下段:全体数

業種	全体	A等級	B等級	C等級	D等級
土木一式	800 (1,663)	233 (266)	194 (308)	229 (493)	144 (596)
建築一式	358 (742)	165 (237)	57 (122)	83 (168)	53 (215)
電気	223 (585)	149 (325)	42 (109)	32 (151)	
管	357 (776)	175 (296)	99 (198)	83 (282)	
計	1,738 (3,766)	722 (1,124)	392 (737)	427 (1,094)	197 (811)

3 総合評価落札方式における加点

◆ 建設キャリアアップシステム活用申請を評価

- ・当該工事におけるCCUS活用申請があった場合に評価(0.5点)
- ・受注者は、施工計画書に建設キャリアアップシステム情報を記載

〔施工計画書〕

建設キャリアアップシステム情報	
事業者ID(事業者登録)	
現場ID(当該工事)	
就業履歴登録開始予定日(当該工事)	

- ・工事完成時に現場就業履歴登録状況を確認(CCUS活用工事と同一)
- ・確認出来ない場合は工事成績評価において減点

4 建設キャリアアップシステム概要・登録運用説明会の開催①

◆ 実施内容

① 建設キャリアアップシステムの概要について
(講師 (一財)建設業振興基金)

- ・能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには
- ・現場運用のポイント 等

② CCUS登録・運用体験

パソコンを使用しCCUSの登録・運用体験



4 建設キャリアアップシステム概要・登録運用説明会の開催②

◆ 説明会開催概要

地域	開催日時	参加者数
東部	令和6年7月5日	18者・27名
中部	令和6年6月20日	16者・26名
西部	令和6年6月12日	19者・24名
計	3会場	53者・78名



令和6・7年度入札参加資格審査申請（建設工事）における建設
キャリアアップシステム（CCUS）の登録状況の加点について

令和6・7年度入札参加資格審査申請（受付期間は令和8年1月30日
（金）まで。）において、総合点数の算定基礎となる成績評価点数の項目に
『建設キャリアアップシステム登録状況点数』を追加。

建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合は10点
加点。

＜総合点数の算出＞

総合点数 ＝ 経営事項評価点数（総合評定値）＋成績評価点数

＜成績評価点の算出＞

成績評価点数＝工事成績評定点数＋優良工事表彰点数＋地域貢献点数
＋社会的取組評価点数
＋建設キャリアアップシステム登録状況点数
－指名停止等経歴点数

令和6・7年度入札参加資格審査申請の詳細は、建設総務課 HP をご確認ください。

【建設総務課 HP】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/sankasikakuannai67.html>

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に関する評価基準について

1. 対象工事

2023年4月1日以降に契約する、建設局及び都市・交通局の発注する工事(工事成績評定のない工事は除く)

2. 評価基準

受注者が、①の評価対象項目を達成した場合、工事成績評定表の「5.創意工夫」において1点加点する。
②～⑤の評価対象項目を全て達成した場合、さらに2点加点する。なお、条件を全て満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)	1点
②CCUS 活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)	

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする

3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完了時に、CCUS 活用状況を確認できる資料を発注者に提出する。

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)等
技能者登録	
管理者ID(現場管理者)登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置(利用状況)	就業履歴一覧(月別カレンダー)等

4. その他

CCUSに係る費用(登録、機器設置費用、現場利用料等)の積み上げ計上は行わない

【用語の定義】

下 請 … 建設業法第2条第5項に規定する下請負人
 技 能 者 … 元請事業者及び下請事業者の現場従事者
 事 業 者 登 録 … CCUS に事業者を登録すること
 技 能 者 登 録 … CCUS に技能者を登録すること
 管理者ID(現場管理者)登録 … 元請負事業者がCCUS に現場管理者を登録すること
 カ ー ド リ ー ダ ー … CCUS に対応したICカードリーダー



三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ お知らせ

建設キャリアアップシステム活用モデル工事において 令和6年度から工事成績加点を導入します

三重県では、CCUSの活用促進に向けて、CCUS活用モデル工事を実施しています。令和5年3月にお知らせした、令和6年度からの取組内容の拡大について、**対象工事の追加、工事成績加点の基準が決まりました**のでお知らせします。

令和6年度からのモデル工事の取組内容

対象工事

- ・県土整備部(各建設・下水道事務所、営繕課)が指定する
「土木一式 A ランク、A・B ランク対象工事」
「建築一式 A ランク、A・B ランク対象工事」

R6年度
から追加

「舗装 A ランク対象工事」

- ・受注者申出モデル工事(上記以外で受注者の希望によりモデル工事として実施する工事)

参加資格

- ・元請事業者のCCUS登録

現場条件

- ・受注した工事のCCUS登録、カードリーダーの設置、アンケート調査の協力

工事成績の加点

- ・「登録事業者率 90%以上」「登録技能者率 80%以上」
の両方を達成した場合に、**創意工夫で1点**を加点します
- ・登録事業者率と登録技能者率は、**元請事業者と下請事業者を含めて**
評価します。

R6年度
から追加

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録した下請事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80%	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録した技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

- ・一人親方は登録技能者率のみ評価対象とし、登録事業者率の評価対象としません。
- ・現場代理人および元請下請の技術者(主任技術者等)は登録技能者率の算定対象となる技能者には含みません。

令和6年4月からの工事成績加点の導入に向けて、事業者のCCUS登録・技能者のCCUS登録について準備をお願いします

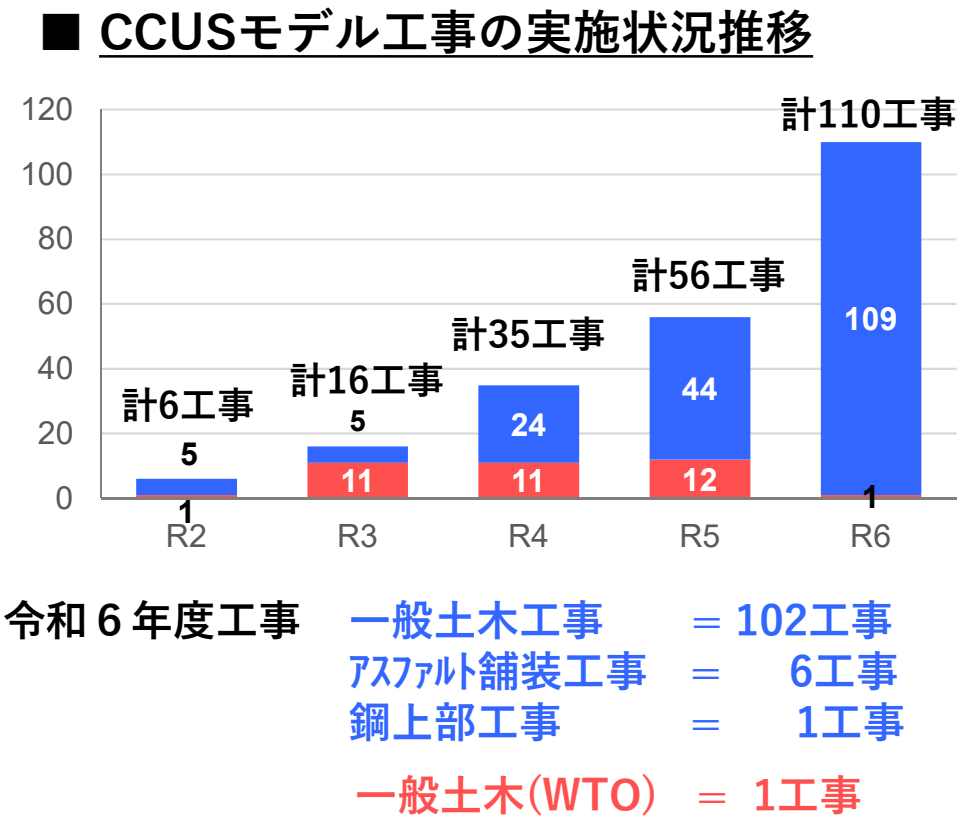
CCUSの登録や利用方法等についての詳細は、建設キャリアアップシステムホームページ(建設業振興基金ホームページ)をご覧ください



【令和6年度】CCUSモデル工事の実施状況

令和6年度CCUSモデル工事の実施方針

- 一般土木（WTO）
 - ・義務化モデル工事を適用
- 一般土木（WTO）以外
 - ・活用推奨モデル工事を適用
 - ・建設業界の要望や理解の状況・関係者の意見を十分踏まえ対象工事を選定
 - ・一般土木工事、鋼橋上部工事、アスファルト舗装工事の全てをCCUS対象として発注



<義務化モデル工事の内訳>

県	義務化モデル工事						R6工事 完成数
	R2	R3	R4	R5	R6	合計	
愛知県	1	5	2	5	0	13	0
岐阜県	0	2	7	5	0	14	0
三重県	0	2	1	0	0	3	0
静岡県	0	1	0	1	1	3	0
長野県	0	1	1	1	0	3	0
合計	1	11	11	12	1	36	0

<活用推奨モデル工事の内訳>

県	活用推奨モデル工事						R5工事 完成数
	R2	R3	R4	R5	R6	合計	
愛知県	2	2	15	11	24	54	0
岐阜県	0	1	4	6	16	27	0
三重県	0	0	0	9	16	25	0
静岡県	3	2	5	18	53	81	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	5	24	44	109	187	0